質 問 第 一 四 号昭和六十二年八月十八日提出

産 業廃棄物処理施設に関する質問主意書

右の 質問主意書を提出する。

昭和六十二年八月十八日

提 出 者

遠 藤

和 良

三 郎 殿

衆

議

院

議

長

原

健

## 産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 に . 関 す る 質 間 主 意 書

現 在 産 業 廃 棄 物 処 理 施 設  $\mathcal{O}$ 設 置 に 当たつては 「廃棄 物  $\mathcal{O}$ 処 理及び清掃 に関する法律」に 従 \ \

所 定 0) 事 項に . つ い て 都道 府 県知 事 · に 届 出するものとし、 都 道 府 県知 事 は 厚生省令で定め る技 術上

る。 即 5 適合 L て お れ ば 届 出 0 日 か 5 六十 日 後 に は 処 理 施 設  $\mathcal{O}$ 設 置 が 認 め 5 れ るも のとな っつて 1

る。

0

基

準

12

適

合

L

な

7

場

合

に

つ

7

て

は

六十

日

以内

に

計

画

 $\mathcal{O}$ 

変

更

又

は

廃

止

を

命ずることができると

あ

L か し、 0 よう な 現 在  $\mathcal{O}$ 届 出 制 は、 関 係 地 域 住 民 0 意 向 が 反 映 さ れ な **!** 届 出 بح お り  $\mathcal{O}$ 処 理

が 行 わ れ 7 7 る  $\mathcal{O}$ か لح 1 う 疑 間 が あ る 等 、 様 Þ  $\mathcal{O}$ 問 題 を ŧ 0 て お り、 処 理 施 設 設 置 地 域 に お 7 7

地 域 住 民 と  $\mathcal{O}$ } ラ ブ ル が 続 発 L て 7) る 原 因 に ŧ な つて **,** \ る。

そこで産業 飛棄物 処 理 施 設 が 適 正 に設置されるよう、 以下の項目に つ いて質問する。

産 業 廃 棄 物 処 理 施 設  $\mathcal{O}$ 設 置 に 当 た つ て は 関 係 地 域 住 民 ( 特 に 建 設 地  $\mathcal{O}$ 下 流 地 域 に 居 住 及 75

上 水 道 又 は 簡 易 水 道 等  $\mathcal{O}$ 水 源 地 を 有 す る 場 合 は そ  $\mathcal{O}$ 関 係 住 民  $\mathcal{O}$ 同 意 を 必 要 とす る よう に 規 定

できないか。

さら に 関 係 地 域 0) 水 利 組 合、 漁 業 組 合等 0) 同 意を必要とするように規定できな 1 か。

廃 棄 物 処 理 事 業 者 が 廃 棄 物 を 申 請 ど お ŋ 運 搬 若 L < は 処 分す 'n ば 問 題 に な 5 な 1 が これ が

守 5 れ な 7 場 合 は لخ  $\mathcal{O}$ よう ĺ 対 応 さ れ て 1 る か

三 夜 間  $\mathcal{O}$ 運 搬 処 理 作 業 が 行 わ れ 7 1 る 時 \$ あ り、 この ょ う な場場 合、 投 棄 物  $\mathcal{O}$ 内 容  $\mathcal{O}$ 確 認 は 不

可

能 で あ る لح 考 え る が ک  $\mathcal{O}$ 点 に つ 1 7 どう 対 応 さ れ 7 1 る カ

兀 設 置  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 届 出 書 に は 汚 泥 と カュ 金 属 < ず、 燃 ガ ラ、 廃 プ ラ ス チ ツ ク 等 処 理 す る 産 業 廃 棄

物  $\mathcal{O}$ 種 類 が 記 載 さ れ て 1 る。 L か し、 れ だ け で は 内 容 が 不 明 瞭 で あ り 中 味 が 何 で あ る  $\mathcal{O}$ か

わ カン 5 な 1 0 中 味 によ つ ては 公 害 の度合 V が 異 な ると思 わ れ る が、 内 容 を 表 示 L た 届 出 制 کے す

るよ う に で き な 1 か

特 12 将 来 大 き な 環 境 間 題 B 健 康 問 題 を 発 生 さ せ る お そ れ が あ る 適 正 処 理 困 難 物 に 0 7 て は

届 出  $\mathcal{O}$ 段 階 で 明 示 す ベ き で あ ると考 え る が どう か

場

6

 $\mathcal{O}$ 

لح

そ

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

期

間

で

な

<

し

5

そ

 $\mathcal{O}$ 

影

五. 処 理 か 汚 水 害 発 生 は 埋 立 中  $\mathcal{O}$ は む ろ十年、 <u>二</u> 十 年 後 か

響 が 出 始 8 る 可 能 性 が + 分 予 測 さ れ る。 そう L た 時 に 現 行 法 では \_ れ 5 0 原 因 で 公 害 が 発 生

た 場 合、 被 害 者 12 対 す る 補 償 責 任 は どこに あ る か

都 道 府 県 で は 業 者 12 責 任 が あ る と 1 う が 業 者 そ  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ が 何 + 年 t 存 続 す る と は 限 5 な 1

 $\mathcal{O}$ ょ う な 場 合  $\mathcal{O}$ 責 任 を 明 確 に す る 必 要 が あ る کے 考 え る が ど う か

六 産 業 廃 棄 物 処 理 施 設  $\mathcal{O}$ 設 置 並 び に 運 営 に 0 1 て は 直 接 行 政 に 携 わ る 都 道 府 県  $\mathcal{O}$ 責 任 に お *\* \ 7

行 う ベ き で あ る と考え る が どう カン

右質 問 する。